

判決年月日	平成 1 6 年 7 月 2 8 日	担当 部	東京高等裁判所 知的財産第 2 部
事 件 番 号	平成 1 5 年 (ネ) 4 9 2 0 号		

○明細書の特許請求の範囲記載の「少なくとも極限粘度[η]が5 0 d l / g 以上の超高分子量ポリオレフィン A」との用語は、通常のポリオレフィンと明確に区別するために規定された用語であるというべきであり、各別に重合された、平均分子量に相当する極限粘度[η]が5 d l / g 以上の超高分子量ポリオレフィンと平均分子量に相当する相当する極限粘度[η]が5 d l / g 未満のポリオレフィンとを混合した混合物の極限粘度[η]が5 d l / g 以上であったとしても、平均分子量に相当する極限粘度[η]が5 d l / g 未満のポリオレフィンは通常のポリオレフィンに相当するものであるから、当該混合物は、上記「少なくとも極限粘度[η]が5 d l / g 以上であるポリオレフィン A」に該当するということとはできないとした事例

特許発明の技術的範囲は、願書に添付した明細書の特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない(特許法70条1項)、この場合においては、願書に添付した明細書の特許請求の範囲以外の部分の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈しなければならない(同条2項)のであって、これらの記載を離れて特許発明の技術的範囲を認定することは許されない。そこで、「少なくとも極限粘度[η]が5 0 d l / g 以上の超高分子量ポリオレフィン A」の用語を解釈するに当たり、明細書の発明の詳細な記載を見ると、その「発明の詳細な説明」欄には、「超高分子量ポリオレフィンの代表例である超高分子量ポリエチレンは汎用のポリエチレンに比べ耐衝撃性、耐摩耗性、耐薬品性、引張強度等に優れており、エンジニアリングプラスチックとして用途が拡がりつつある。しかしながら汎用のポリエチレンに比較して熔融粘度が極めて高く流動性が悪いため、従来の押出成形によって成形することは非常に難しく、その殆どは圧縮成形によって成形されており、一部ロッド等が極めて低速で押出成形されているのが現状であった」、 「本発明に用いる超高分子量ポリオレフィン A は、デカリン溶媒 1 3 5 における極限粘度[η]が5 d l / g 以上、好ましくは7 ないし 3 0 d l / g の範囲のものである。[η] 5 d l / g 未満のものは、分子量が低く超高分子量ポリオレフィンの特徴である高強度フィルムが得られない虞があり、・・・かかる超高分子量ポリオレフィン A は、エチレン、プロピレン、1 - ブテン、4 - メチル - 1 - ペンテン、1 - ヘキセン等を所謂チーグラ-重合により重合することにより得られるポリオレフィンの中で、はるかに分子量が高い範疇のものである」、 「本発明の超高分子量ポリオレフィン二軸延伸フィルムは、従来の通常のポリオレフィンフィルムでは得られない高引張強度、高衝撃強度を有し且つ高弾性であるので包装材料等ポリオレフィンフィルム分野に加えて高弾性、高強度フィルム分野への利用が可能となり各種材料との複合化による補強材にも使用できる」との記載があり、また、各訂正発明の実施例及び比較例には、ポリマー成分としては、

超高分子量ポリエチレンあるいは超高分子量ポリプロピレンのみから成るものが記載され、通常のポリオレフィンとの混合物は記載されていない。上記 には、超高分子量ポリオレフィンの代表例である超高分子量ポリエチレンが、通常の「汎用のポリエチレン」に比べて、耐衝撃性、耐摩耗性、耐薬品性、引張強度等に優れている反面、熔融粘度が極めて高く流動性が悪い等の性質を有するものとして記載され、上記 には、超高分子量ポリオレフィン二軸延伸フィルムが、通常のポリオレフィンフィルムでは得られない高引張強度、高衝撃強度を有し、かつ、高弾性であることが記載されているのであるから、各訂正発明における「超高分子量ポリオレフィン A」は、通常のポリオレフィンとは、引張強度、衝撃強度等の性質において、明確に区別されるものとして記載されていると認められる。また、上記 には、「超高分子量ポリオレフィン A」とは、エチレン、プロピレン、1-ブテン、4-メチル-1-ペンテン、1-ヘキセン等の単量体を重合して得られる、通常のポリオレフィンよりもはるかに分子量の高いポリオレフィンであることが記載されているのであるから、各訂正発明における「超高分子量ポリオレフィン A」は、通常のポリオレフィンとは分子量の点においても、明確に区別されるものとして記載されていると認められる。さらに、上記 の記載によれば、「極限粘度 $[\eta]$ 」は、分子量と相關するパラメータであるところ、各訂正発明における「極限粘度 $[\eta]$ が 5 dl / g 以上」との規定は、超高分子量ポリオレフィンの特徴である高強度のフィルムを得るために必要な条件であるとして記載されていることが明らかである。そうすると、各訂正発明においては、その性質及び分子量の点において、通常のポリオレフィンとは明確に区別されるものとして、分子量に相關する「極限粘度 $[\eta]$ 」というパラメータを用いて、「少なくとも極限粘度 $[\eta]$ が 5 dl / g 以上である超高分子量ポリオレフィン A」との規定をし、ポリマー成分として、このように規定した「ポリオレフィン A」を用いるものであると理解すべきであり、このことは、上記 のとおり、各訂正発明の実施例及び比較例には、ポリマー成分としては、超高分子量ポリエチレンあるいは超高分子量ポリプロピレンのみから成るものが記載され、通常のポリオレフィンとの混合物は記載されていないことによっても裏付けられるものといえることができる。以上によれば、各訂正発明における構成要件 の「少なくとも極限粘度 $[\eta]$ が 5.0 dl / g 以上の超高分子量ポリオレフィン A」との用語は、通常のポリオレフィンと明確に区別するために規定された用語であるというべきである。

別紙物件目録によれば、控訴人が主張する第 1 物件及び第 2 物件は、いずれも、極限粘度 $[\eta]$ が 5.0 dl / g 以上である超高分子量ポリエチレン、極限粘度 $[\eta]$ が 5.0 dl / g 未満であるポリエチレン及び流動パラフィンを混合した混合物から得られるものであり、第 3 物件及び第 4 物件は、いずれも、極限粘度 $[\eta]$ が 5.0 dl / g 以上である超高分子量ポリオレフィン、極限粘度 $[\eta]$ が 5.0 dl / g 未満であるポリオレフィン及び流動パラフィンを混合した混合物から得られるものである。そして、第 1 物件及び第 2 物件における「極限粘度 $[\eta]$ が 5.0 dl / g 未満であるポリエチレン」並びに第 3

物件及び第 4 物件における「極限粘度[η]が 5 . 0 d l / g 未満であるポリオレフィン」は、各訂正発明が、「少なくとも極限粘度[η]が 5 . 0 d l / g 以上の超高分子量ポリオレフィン A」と規定することによって「超高分子量ポリオレフィン A」と明確に区別されるものとした「通常のポリオレフィン」に該当することが明らかであるから、これらを混合して成る混合物は、上記「少なくとも極限粘度[η]が 5 . 0 d l / g 以上の超高分子量ポリオレフィン A」には該当しないものである。したがって、控訴人主張に係る第 1 物件ないし第 4 物件は、いずれも、各訂正発明の構成要件 を充足せず、被控訴人製品は、各訂正発明の技術的範囲に属しないものというべきである。